

税関関係法令に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）

改 正 案

現 行

別表（第三条、第九条関係）

別表（第三条、第九条関係）

番号	申 請 等
一	(省略)
二	(省略)
二二	(省略)
二三	関税法第十五条第二項又は第五項の規定による外国貿易機又は特殊船舶等（航空機に限る。）の旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出
二四	(省略)
二五	(省略)
二五の	関税法第十七条第一項の規定による外国貿易機の旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出
二六	(省略)
二四一	(省略)
二四二	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項及び第二項に規定する入港届及び積荷目録並びに同法第十七条に規定する出港届の提出

番号	申 請 等
一	同上
二	同上
二二	同上
二三	関税法第十五条第三項の規定による外国貿易機の旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出
二四	同上
二五	同上
二六	同上
二四一	同上
二四二	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届の提出

二四二	地位協定特例法第五條第三項の規定による旅客氏名表及び乗組員氏名
の二	表の提出
二四三	
～	
三四二	(省略)

二四三	
～	
三四二	同上